医政発 0909 第 14 号
令和８年９月９日

各 ⎧都道府県知事
　 ⎪保健所設置市市長 ⎫殿
　 ⎩特別区区長　　⎭

厚生労働省医政局長
（ 公 印 省 略 ）

「検体測定室に関するガイドライン」の一部改正について

検体測定室については、臨床検査技師等に関する法律第二十条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（昭和 56 年厚生省告示第 17 号）第４号ホに該当する衛生検査所登録（臨床検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号第 20 条の３第１項の規定に基づく登録をいう。）が不要な施設とされており、「検体測定室に関するガイドラインについて」（平成 26 年４月９日付け医政発 0409 第４号厚生労働省医政局長通知）の別紙「検体測定室に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に基づきその事業が実施されているところである。

今般、「厚生労働省組織令等の一部改正に伴う医政局の組織再編等について」（令和８年８月４日付け医政発 0804 第４号・医産発 0804 第１号厚生労働省医政局長・大臣官房医薬産業振興審議官連名通知）において示された組織再編等に伴い、ガイドラインを別添のとおり改正することとした。

ガイドラインに係る事務については、厚生労働省において行うものであるが、地域保健に関係するものであること等に鑑み、貴職におかれても、御了知いただくとともに、改正内容の周知に御配慮をお願いしたい。